日本先天性心疾患インターベンション学会における
先天性心疾患インターベンション認定医制度規程

2025 年 7 月 1 日施行
2025 年 9 月 10 日一部改訂

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　日本先天性心疾患インターベンション学会における先天性心疾患インターベンション認定医制度（以下「本制度」という）は医療倫理を理解し、先天性心疾患に対するカテーテル治療等に関する法令に関する知識を有し、先天性心疾患に対するカテーテル治療等の実践を支える基本的技術に習熟したカテーテル治療医を養成することにより、医療倫理に基づいた先天性心疾患に対するカテーテル治療等の実践を促進し、その発展をもって広く国民の福祉に貢献することを目的とする。

（認定医の認定）

第 2 条 日本先天性心疾患インターベンション学会（以下「本会」という。）は、前条の目的を達成するため、この規則により先天性心疾患インターベンション認定医（以下「認定医」という。）の認定を行う。

（認定医の要件）

第 3 条 本会は、第 1 条に定める目的を達成するため、認定医の資格認定に関して次の各号の要件を定めるものとする。

（１）先天性心疾患に対するカテーテル治療等における標準的な医療内容に関して説明責　任が果たせること

（２）先天性心疾患に対するカテーテル治療等についての知識を有し、適応疾患や適応患者についての適切な判断をすることができること

（３）先天性心疾患に対するカテーテル治療等における適切な倫理的・法的知識を有する　こと

（４）先天性心疾患に対するカテーテル治療等に関する充分な経験を有すること

第 2 章　本制度を運用する機関

（認定医制度委員会）

第 4 条　本制度の運用にあたっては、先天性心疾患インターベンション認定医制度委員会（以下 「認定医制度委員会」という。）が業務を担当する。

（認定医制度委員会の業務）

第 5 条　認定医制度委員会は、本制度の運用全般についての管理を行い、本制度の運用にあたって生じた疑義を処理するとともに、認定医の認定審査と更新審査を行う。

第3章　認定申請

（登録資格）
第6条　認定医資格登録を申請する者は、日本先天性心疾患インターベンション学会における先天性心疾患インターベンション認定医制度細則（以下「細則」という。）に定める資格、要件を全て満たし、認定医制度委員会が実施する審査に合格しなければならない。

第4章　認定医資格の認定

（認定申請書類等）
第7条　認定医資格認定を申請する者は、細則に定める申請書類と認定審査料を認定医制度委員会に提出しなければならない。

（認定審査）
第8条　認定医制度委員会は、認定医資格認定の申請者に対して認定審査を行う。

（認定審査結果の報告）
第9条　認定医制度委員会は、認定審査の結果を理事長に報告する。

（認定証の交付）
第10条　理事長は、認定医制度委員会の報告に基づき、理事会の決議を経て、認定医資格認定審査の合格者を認定医として登録し、日本先天性心疾患インターベンション学会におけ
る先天性心疾患インターベンション認定医認定証（以下「認定証」という。）を交付する。

（認定登録料）
第11条　新規登録により認定証の交付を受ける者は、細則に定める認定登録料を納付しなければならない。

（認定証の有効期間）
第12条　認定証の有効期間は、交付の日より60か月間とする。

第5章　認定医資格の更新

（認定更新）
第13条　認定医は、認定医資格の認定後、60か月毎にこれを更新しなければならない。認定の更新を申請する者は、細則に定める資格、要件を全て満たさなければならない。

（更新申請書類等）
第14条　認定医資格認定の更新を申請する者は、細則に定める更新申請書類を認定医制度委員会に提出するとともに、細則に定める更新審査料を納付しなければならない。

（更新審査）
第 15 条　認定医制度委員会は、認定医資格更新申請者に対して更新審査を行う。

（更新審査結果の報告）
第 16 条　認定医制度委員会は、更新審査の結果を理事長に報告する。

（認定証の再交付）
第 17 条　理事長は、認定医制度委員会の報告に基づき、理事会の決議を経て、認定医資格更新審査の合格者の登録を更新し、認定証を交付する。

（更新登録料）
第 18 条　登録の更新により認定証の交付を受ける者は、細則に定める更新登録料を納付しなければならない。

（更新期間の留保）
第 19 条　申請者の海外留学、病気その他認定医制度委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき更新期限の適用は留保し、当該期間を次回認定期間から差し引くこととする。なお、留保期間中は認定医資格を有するものとする。更新留保は、更新期限までに文書で認定医制度委員会に申請しなければならない。

第 6 章　認定医資格の喪失

（喪失の事由）
第 20 条　認定医は、次の各号の理由により、その資格を喪失する。
（１）認定医の資格を辞退したとき
（２）本会会員の資格を喪失したとき
（３）認定医資格の認定または更新から 60 か月以内に登録の更新が行われなかったとき

（認定の取消）
第 21 条　認定医としてふさわしくない行為のあった時や、申請書類に虚偽の記載があることが判明したときは、認定医制度委員会または理事会の決議によって認定を取り消すことができる。

第 7 章　名誉認定医の設置

（名誉認定医の要件）
第 22 条　認定医の更新の年に満 65 歳以上である JCIC 学会会員（名誉会員も含む）で、認定医を更新しない者は、認定医期限終了から 2 年以内に移行申請を行うことで、名誉認定医へ移行することができる。認定医には定年は設定せず、名誉認定医は術者認定や施設認定の基準には含まれない。名誉認定医は JCIC 学会会員である限り永年継続とする。

第 8 章　雑則

（改廃等）

第 23 条　この規則は、理事会の決議を経なければ改正、もしくは廃止することができない。

この規則を施行するため、別に細則を定める。

日本先天性心疾患インターベンション学会における
先天性心疾患インターベンション認定医制度細則

2025 年 7 月 1 日施行
2025 年 9 月 10 日一部改訂
2025 年 12 月 22 日一部改訂

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この細則は、日本先天性心疾患インターベンション学会における先天性心疾患インターベンション認定医制度規程に基づき、日本先天性心疾患インターベンション学会における先天性心疾患インターベンション認定医制度（以下「本制度」という。）の運営等の方針に関する事項を定め、本制度の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第 2 章　認定医資格の認定申請に必要な条件

（申請条件）

第 2 条　日本先天性心疾患インターベンション学会における先天性心疾患インターベンション認定医制度委員会（以下「認定医制度委員会」という。）に日本先天性心疾患インターベンション学会における先天性心疾患インターベンション認定医（以下「認定医」という）資格の認定の申請を行う者は、次の資格、要件を全てそなえていなければならない。

（１）日本国の医師免許を有すること

（２）申請時において継続して 60 か月以上日本先天性心疾患インターベンション学会（以下、本会という。）の正会員であり、会費を完納していること

（３）先天性心疾患に対するカテーテル治療等に関する臨床・研究経験を有し、以下のいずれか２項目に該当する実績が、認定医制度委員会により妥当と判断されたこと

a　先天性心疾患などに対するカテーテル治療の臨床経験を第一術者として 100 例以上 (バルーン肺動脈弁形成術 10 例、バルーン肺動脈形成術 20 例、コイル塞栓術 20 例、バルーン心房中隔裂開術(pullback 法)1 例を必ず含む)有すること

b　過去に先天性心疾患や川崎病に対するカテーテル治療に関する論文（診断カテーテルのみは除く）を査読のある医学雑誌に 3 編以上掲載されるか受理証明があり、うち 2 編以上において筆頭著者であること。筆頭著者である論文のうち最低 1 編は Journal of JCIC に掲載されていること

c　本学会の幹事を 60 か月以上継続して務めていること

（４）認定申請時より起算して過去 24 か月間に 1 回以上本会学術集会に参加していること

第 3 章　認定医資格の更新申請に必要な条件

（更新申請条件）

第 3 条　認定医認定の更新の申請を行う者は、以下の資格、要件を全てそなえていなければならない。

（１）　日本国の医師免許を有すること

（２）　申請時に本会の正会員、名誉会員または顧問であり、会費を完納していること

（３）　申請時に認定医の資格を有し、資格取得または、前回更新から 60 か月以内であること

（４）　以下のいずれかに該当する実績が、認定医制度委員会により妥当と判断されたこと

a　認定医資格認定日、または前回更新日から更新申請時までの本会学術集会における筆頭演者としての発表経験を有すること

b　認定医資格認定日、または前回更新日から更新申請時までに、共著を含む先天性心疾患や川崎病に対するカテーテル治療に関する論文（診断カテーテルのみは除く）を査読のある医学雑誌に掲載されたか受理証明があること

（５）　認定医資格認定日、または前回更新日から更新申請時までに３回以上本会学術集会に参加していること

(６)　申請者の海外留学、病気その他認定医制度委員会が認める正当な理由がある場合は 24 か月を限度に更新の留保を可能とする

第 4 章　申請のための提出書類

（認定申請時の必要書類）

第 4 条　認定医資格認定の申請に必要な書類は次のとおりとする。 全て PDF 化し電子的申請のみ受け付ける。

（１）先天性心疾患インターベンション認定医認定申請書（様式 1)（要 PDF 化）

（２）履歴書 （様式 2)（要 PDF 化）

（３）医師免許証の写し （要 PDF 化）

（４）以下のうち２項目

a　先天性心疾患などに対するカテーテル治療の第一術者として臨床経験 100 例以上(すべて治療完了例で、バルーン肺動脈弁形成術 10 例、バルーン肺動脈形成術 20 例、コイル塞栓術 20 例、バルーン心房中隔裂開術(pullback 法) 1 例を必ず含む)のカテーテル治療内容。これは、日本先天性心疾患インターベンション学会のデータベースより個人情報保護に留意された形で治療内容別に、実施年月、年代、疾患名、治療の成果―完了、以上４項目の抽出データを持ってあてる。（要 PDF 化）

b　申請者を筆頭著者としたものを２編以上含む査読のある医学雑誌に掲載されたか受理証明のある先天性心疾患や川崎病に対するカテーテル治療に関する

論文（診断カテーテルのみは除く）の別刷または全文の写し 3 編分。 筆頭著者の論文のうち最低 1 編は Journal of JCIC であること（要 PDF 化）

c　幹事歴については、学会事務局での確認を行う。

（５）申請年度または申請の前年度の本会学術集会の参加証の写し （要 PDF 化）

（６）認定審査料の振込を証明する記録の写し （要 PDF 化）

（認定更新申請時の必要書類）

第５条　認定医資格認定の更新を申請する者は、認定医資格の有効期間満了の年度内に、次の各号に定める申請書類を認定医制度委員会に提出する。全て PDF 化し電子的申請のみ受け付ける。

（１）先天性心疾患インターベンション認定医更新申請書 （様式 3）

（２）以下のいずれか

a　認定医資格認定日、または前回更新日から更新申請時までの本会学術集会の抄録集における申請者を筆頭演者とした発表の抄録の写し（要 PDF 化）

b　認定医資格認定日、または前回更新日から更新申請時までの申請者を著者とする先天性心疾患や川崎病に対するカテーテル治療に関する（診断カテーテルのみは除く）査読通過論文の別刷または全文の写し（要 PDF 化）

（３）認定医資格認定日、または前回更新日から更新申請時までに開催された本会学術集会の参加証の写し（要 PDF 化）

（４）認定更新審査料の振込を証明する記録の写し （要 PDF 化）

第 5 章　審査料および登録料

（審査料）

第 6 条　審査料は次のとおりとする。

（１）　認 定 審 査 料　２０，０００ 円

（２）　認定更新審査料　１０，０００円

（審査料の返還）

第 7 条　既納の審査料は、いかなる理由があっても返還することまたは翌年度以降に繰り越すことはできない。

（登録料）

第 8 条　登録料は次のとおりとする。

（１）　認 定 登 録 料　３０，０００ 円

（２）　認定更新登録料　１０，０００円

（登録料の返還）

第 9 条　既納の登録料は、いかなる理由があっても返還することまたは翌年度以降に繰り越すことはできない。

第 6 章　名誉認定医の申請・登録

（移行申請資格）
第 10 条　名誉認定医への移行の申請を行う者は、以下の資格、要件を全てそなえていなければならない。

（１） JCIC 学会会員（名誉会員も含む）である
（２） 認定医を取得しており、認定医の更新の年に満 65 歳以上である
（３） 認定医期限終了から 2 年以内である。

（名誉認定医への移行申請時の必要書類）
第 11 条　名誉認定医への移行申請を希望する者は、次に定める申請書類を認定医制度委員会に提出する。全て PDF 化し電子的申請のみ受け付ける。

（１）先天性心疾患インターベンション名誉認定医移行申請書（様式 4）
（２）JCIC 認定医証の写し　（要 PDF 化）
（３）名誉認定医への移行申請審査料の振込を証明する記録の写し （要 PDF 化）

（名誉認定医の移行審査料）
第 12 条　　移行審査料は次のとおりとする。
名誉認定医への移行審査料　１０，０００円

（名誉認定医への移行登録料）
第 13 条　　移行登録料は次のとおりとする。
名誉認定医への移行登録料　３０，０００円

（審査料の返還）
第 14 条　既納の審査料および移行登録料は、いかなる理由があっても返還することはできない。

（名誉認定医の資格喪失）
第 15 条　　名誉認定医は、JCIC 会員である限り永年継続である。JCIC 学会を退会したときにその資格を喪失する。

第 7 章　申請の時期および申請先

（申請期間等の公示）
第 16 条　認定医制度委員会は、認定医の認定および更新を申請する時期、その他について、遅くとも実施の 2 か月前に公示する。

（申請書等の提出先）
第 17 条　申請書類および諸手数料の提出先は次のとおりとする。
日本先天性心疾患インターベンション学会事務局

（審査の期限）

第 18 条　全ての審査は、その年度内に完了する。

第 8 章　雑則

（改廃）

第 19 条　この規則は、理事会の決議を経なければ改正、もしくは廃止することができない。